

公明党

社労士会労働紛争解決センターの業域拡充等、
社労士制度発展に向け連携強化

社会保険労務士議員懇話会副会長
衆議院議員 富田 茂之

社会保険労務士の皆様は、昭和43年の社労士制度発足以来、半世紀に亘り、労働社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者として「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的に、その業務の実施や様々な行政協力を通じて、とりわけ中小企業等の円滑な労使関係の構築、労働環境の改善、さらには労働紛争の未然防止等、様々な形で社会に貢献されてこられました。

私の住む千葉県でも、「労働紛争解決センター」や「街角の年金相談センター」における社会保険労務士の皆様の真摯かつ丁寧な対応は、高い評価を得ています。県からの委託を受けての出前授業についても、出来る限り多くの高校生に社会のルールをしつかり身につけさせる上で、大変有意義な活動をしていただいております。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）が平成16年12月1日公布、平成19年4月1日より施行されました。

第3次小泉内閣で、法務大臣政務官、法務副大臣として、ADR法の制定に関与した当事者の一人として、個別的労働紛争の紛争解決手続を主宰する手続実施者となるために、各都道府県に

労働紛争解決センターを設置し、斡旋を行うに際し「弁護士助言」が障害となるのではと大変心配しておりました。

ところが、当時の全国社会保険労務士会連合会副会長兼司法制度改革対策本部長を務められていた堀谷義明・現全国社会保険労務士政治連盟会長の粘り強い交渉により、日本弁護士連合会との「合意書」を取りまとめ、紛争の目的価額を「60万円超」と「60万円以下」の二つに分け、60万円超は「弁護士との共同受任」とし、60万円以下は「社会保険労務士の単独受任」とされたのです。

「土業」の業界問題は、私も弁護士ですので、解決の難しい問題であると認識していますが、堀谷会長をはじめとする社会保険労務士の皆様の執念に敬意を表するものです。

少し前のことになりましたが、社会保険労務士政治連盟の皆様が、長年にわたって取り組んできた第8次社会保険労務士法改正において、「個別労働関係紛争の紛争目的価額上限の60万円から120万円への引き上げ」、「補佐人制度の創設」、「社労士法人の1人法人制度の創設」が達成されました。

堀谷会長からは、「社労士業界は、後発土業であるだけに、他土業に早く

追いつきたい。それには、十分とはいえない制度を改革して良くしたい。制度改正は法改正によらなければならぬ。今すぐにでもやらないと時代の流れに後れを取るとの強い危機感を持っている」とのお話を伺ったことがあります。公明党社会保険労務士議員懇話会副会長として、少しは皆様に恩返しのできたのではないかと思います。

政治連盟の皆様からは、早速、「個別労働関係紛争目的価額上限の撤廃」等を目指す第9次法改正のお話をいただいております。皆様としっかり連携を強めて参ります。

出入国管理及び難民認定法が改正され、4月1日から、特定技能制度が導入され、新たな外国人材の受け入れが始まります。労働、社会保険、租税関係法令の遵守が大前提とされ、外国人と結ぶ雇用契約が適切であることが求められています。社会保険労務士の皆様の積極的な関与が大いに期待されます。

平成5年の初当選以来、3年5カ月の落選中も含め、社会保険労務士の皆様には常に温かな励ましをいただき、心より感謝申し上げます。今後とも、御指導いただければ幸いです。